

国立市空き家等対策計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施の概要

| | | |
|--------|----------------------------|----|
| 実施期間 | 令和6年9月18日（水）から令和6年10月8日（火） | |
| 意見応募者数 | 4人 | |
| 提出の方法 | 持参 | 1人 |
| | 送付 | 0人 |
| | ファクシミリ | 0人 |
| | 電子メール | 2人 |
| | 意見箱への投函 | 0人 |
| | 市ホームページ | 1人 |

2 意見等に対する対応状況

| | |
|----------|----|
| 反映済み | 0件 |
| 反映する | 1件 |
| 反映する（一部） | 1件 |
| 反映しない | 1件 |
| 参考意見 | 4件 |
| その他 | 0件 |
| 合計 | 7件 |

3 意見等への対応

(1) 計画への記載内容の追加について

| 番号 | 意見 | 検討結果 | 対応 |
|----|--|--|----------|
| 1 | 計画のゴールが分からなかった。(例えば、10年後空き家をゼロにするなど。) 人口推計も記載していることもあるので、何かしらの数値的な目標もあると良いと思いました。 | 空家等所有者が置かれている背景は千差万別であり、解決に至るまで時間がかかるケースも多いため、計画への定量的な目標数値の設定は難しいと考えています。市としては、空家等の発生予防を目的とした効果的な啓発の他、管理不十分である度合が高く、かつ市からの働きかけによっても一向に改善が見られない空家等に対しては、空家法に基づく措置を行う等、空家等所有者に対して丁寧に対応してまいります。 | 反映しない |
| 2 | 助言、指導、勧告、代執行などの流れも図であると分かりやすいと思いました。また、例えば代執行などを実際するには、どのくらいの期間を要するのかを、目安でも良いので記載されると良いと思いました。 | 空家法に基づく措置（助言・指導、勧告、命令、代執行など）の流れ図を計画の中に記載いたします。 措置に至るまでの期間については、空家法において「相当の猶予期限」とあり明確な期間が示されていないこと、また、措置内容に応じて実施する国立市空家等対策審議会への諮問・答申に要する期間も措置対象となる空家等の個々の状況によって異なることから、具体的な期間をお示しすることができません。 | 反映する（一部） |
| 3 | セミナーや相談会などの実施報告(数値)は共有し、そのことを計画に記載しても良いと思いました。 | 本計画の「国立市における空家等対策の経過」において、空き家対策セミナー及び個別相談会の参加者数等（数値）についても追加して記載いたします。 | 反映する |

(2) 空家等の利活用について

| 番号 | 意見 | 検討結果 | 対応 |
|----|---|---|------|
| 4 | 空家等の行政による利活用を推進して欲しい。また、他市の具体的な事例を知りたい。 | 本市において、公共目的による利活用については、空家等の所有者等からの活用の意向を前提とし、福祉、子育て、市民活動など各部門の施策や取り組みを進める際の手段として、必要に応じて空き家の利活用を検討するものと考えています。 個別具体的な事案が生じた際は、取り組み内容も法律や不動産、建築、資金調達等の幅広い分野に關することから、専門家団体等や庁内の関係各課の連携の中でその対応について検討してまいります。 いただいたご意見については、関係各課と共有し、今後の参考とさせていただきます。 他自治体を実施した公共目的による利活用の具体的な事例については、国土交通省、東京都住宅政策本部、各自治体のホームページ等をご参照ください。 | 参考意見 |

| 番号 | 意見 | 検討結果 | 対応 |
|----|---|---|------|
| 5 | <p>主旨とずれた内容でしたら、申し訳ありません。 空屋の活用について、要望があり提出させていただきます。 空屋をアトリエとしてレンタル出来るようにしていただきたいです。その際、レンタル料金を低価格に設定し、学生やアーティストを支援していただけたらと考えています。 国立市は立地的に2つの美術大学※の間に位置するだけでなく、市民の方にもアートの素地がある地域だと思います。(※武蔵美、多摩美) 大学を出たあと、経済的なきびしさと、制作の場所がないことで、制作を続けられなかったり、子育てや仕事などで制作を断念せざるをえなかった方が戻ってこれる場所とチャンスを、是非、文教都市国立市に作っていただきたいです。 屋主さまや近隣の方々とのコミュニケーションにより、作品のジャンルを限定したり、一件まるごとの利用かシェアアトリエにするか、など柔軟に検討していけるのではないかと思います。 定期的にオープンアトリエのタイミングを設定する、地域の方が自由に使えて、一人で（講師の目など気にせず）やってみたいことを試せる図工室のようなフリーアトリエを用意する…アイデア次第で、より一層、若者や活発なコミュニティの集まる土地になっていくのではないのでしょうか。</p> | <p>本市において、公共目的による利活用については、空家等の所有者等からの活用の意向を前提とし、福祉、子育て、市民活動など各部門の施策や取り組みを進める際の手段として、必要に応じて空き家の利活用を検討するものと考えています。 個別具体的な事案が生じた際は、取り組み内容も法律や不動産、建築、資金調達等の幅広い分野に関することから、専門家団体等や庁内の関係各課の連携の中でその対応について検討してまいります。 いただいたご意見については、関係各課と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p> | 参考意見 |
| 6 | <p>p.17の「空家等の利活用の推進」について、予防と同じく大切な部分かと思えます。ここで東京都のサービスに加えて国立市独自の指針がもう少し具体的に出ると良いかと思いました。若者の貧困化が全国的に社会問題となっている中、未来世代の受け皿になるような空き家対策があればと思います。市がマッチングサービスという形で間に入り、10代後半から30代までなどの世代で、特に女性で、奨学金返済が残っていて収入が圧迫されている方、小さい子供のいるひとり親、などを対象に、賃料を多少抑えた形あるいは敷金礼金などを免除するなどの形で貸す仕組みがあると良いと思います。空き家バンクなどの制度もありますが、恐らく貸す方も借りる方も、最初の物件と借主のスクリーニングだけは市あるいは委託の団体が担当する、また賃料を下げる代わりに市内でのイベントの手伝いやボランティアセンターなどでの活動などに参加してもらうなど、地域との繋がりがもう少しあると、一歩を踏み出しやすくなると思います。貸した後のメンテナンスや保障など課題もあると思いますが、大きくない街だからこそ目が届く、国立だから出来るという発想もあると思います。国立は色々な世代が元気であれば良いと思います。子育て世代の初期、またこれから子育て世代へと向かう若手の方に、国立に来てもらって、これからの人生に希望を持てるきっかけを作るような空き家対策だと素敵だと思います。</p> | 回答は番号5と同じです。 | 参考意見 |
| 7 | <p>特に期待できる点は、「国立市の空家等対策の課題(p.13)」の「(6)多様な主体との連携」です。NPO/市民活動団体の取り組み拠点として利用できれば、「まちの振興課 コミュニティ市民連携係」が取り組む国立市総合計画における【政策5 地域・安全】(特に【基本施策15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進】)との相乗効果があり得ます。 1つの理由として、NPO/市民活動団体の創業フェーズや既存団体の新規事業の創出フェーズでは、主たる事務所や活動拠点の確保に、物理的(物件の有無)にも、財務的にも苦労します。そのようなフェーズの団体が、空家を利用できるということは、市内のNPO/市民活動の推進と空家等対策を同時に進めることができ、まちにとって有益だと考えます。(なお、どのような主体が、どのような条件のもと所有するか等は要検討。) また、上記に関連して、空家等の所有者等の意思及び利益を第一としながらも、社会的意義の観点からの啓発等もご検討いただきたいです。あくまで例ではありますが、不動産の遺贈及びネーミングライツや、現金化によるNPO/市民活動団体への寄付など、空家等を所有される方が、ご本人や大切なひと・場所の記憶を後世に遺しながら、地域社会への貢献ができる選択肢として検討できるよう、計画フェーズにおいて、ご検討いただけたらと思います。</p> | 回答は番号5と同じです。 | 参考意見 |